

千葉市を美しくする運動推進事業補助金交付要綱事務取扱要領

- 1 この要領は、千葉市を美しくする運動推進事業補助金交付要綱（昭和60年4月1日施行。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

- 2 要綱別表中、「その他」に該当する経費は、次の各号に掲げるものとする。
 - （1）負担金
 - （2）助成金

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。